

ても、利用加工業界が十分立っていくよろな配慮を、私どもは真剣に講じておるわけでございます。

その第一は、日本専売公社がしようの買い取り、販売をやめる場合におきまして、しょくの集荷機構が必要になるわけでございますが、その集荷機構の設立につきまして、利用加工業界を中心いたしまして熱心に検討が続けられておりますが、それの方々の御要望は、その集荷機構ができた場合の資本金につきましては心配要らないけれども、運転資金につきまして、何とか金融のあつせんの措置を講じてほしいということございました。それに對しまして、大蔵省内部でいろいろ検討を加え、さらに中小企業庁にお目にかかりいろいろの御相談申し上げ、また直接の担当部局であります通産省の経営局長とも十分打ち合わせを遂げまして、将来そらいう集荷機構ができます場合には、できる限り関係官署といたしましても努力をするということになつております。問題は、集荷機構の形式の問題でございますが、当初は会社組織にしたいといふ業界の御要望でございましたけれども、公正取引委員会等と相談をいたしますと、独占禁止法の関係で、むしろ協同組合組織にした方がよろしいということございましたので、協同組合組織にした場合のあり方、それからどういう金融機関から金融をしたらいいかというようなことを寄り寄り相談しております。

それから次に、今お話しになりますた倉庫施設の問題でございますが、これも業界の御要望はもうとめどございりますので、専売公社に話をしまして、専売公社の財産であります神戸のしょく

脳の倉庫その他の施設を、できるだけ御要望に沿うような形式、方法で売り払いをするといふことになつております。

これらの点につきまして、十分業界の方に御説明をして今日に至つておるわけでございます。

○首藤委員 大体了解できますが、少なくとも運転資金は、専売制度がしかれておつた今日では、専売局は、ピークのときにはおよそ二八億円くらいの資金が用意されておつたくらいでありますし、今度は数量が減りますから、おそらくそんな金額は不要だと思いまます。それがしても四億円ないし五億円は、運転資金として準備する必要があるんじゃないかな、こういわれておるのであります。大蔵省が中小企業

厅あるいは通産省に折衝する際において、具体的にこういう金額を示されておるかどうか、この点が一点。

それからもう一つは施設の問題であります。当面の間はこれらを利用させることで了解ができると考えますが、将来これを払い下げるとかなんとかするような方向に業者が希望するならば、これに応じて払い下げる事が可能であるかどうかという点も伺つておきたい。

○水田国務大臣 その金額の点も示していろいろ研究しております。協同組合として組織するという方向に行きますならば、金融機関は商工中金、そうすなば、金融機関は商工中金、そういうようなことにするのが適当じやないか、そういう線で考えたいと思っております。

それから倉庫の払い下げの問題は、これは専売公社總裁の権限でございまして、専売公社に話をしまして、専売公社の財産であります神戸のしょく

ございますが、大体公正な価格できれば、そういうような御要望に沿えるのじやないかと思つております。

これらの方に御説明をして今日に至つておるわけでございます。

○首藤委員 大体了解できますが、少くとも運転資金は、専売制度がしかれておつた今日では、専売局は、相当高い値段で払い下げを申請しないとも限らないと思うのです。そうすると、これによつて營業しております業者にとりましては、まことに致命的な打撃を受けることは申しませんが、それでもないこともあります。そういうこともとくと考へられて、そして他の方には払い下げをしない、払い下げをするということをあります。そういうこともとくと考へられて、そして他の方には払い下げをしない、払い下げをする場合に、業者に払い下げをするということをはつきりと専賣公社の方で善処していただくといふことを、私は特に願いたくておきたいと思います。

○小川委員長 金融及び外國為替に関する件について調査を進めます。質疑の通告があります。これを許します。

○水田国務大臣 御承知のように、昨年直接貿易をすることについてもなかなかいろいろな事情でむずかしい問題がございましたが、関係各省相談の上、

田原春次君。まずお伺いしておきたい。か、それをますお伺いしておきたい。

○田原委員 領承知のよう北鮮との貿易については、長い間その必要性を双方で認めておつたにもかかわらず、日本の政府側の弱腰のために今までいつた以上はいろいろな緩和策を講すべきであるという点もございまして、関係省内でずっと慎重に検討しておりますが、この決済についての問題も、そこまでいつた以上はいろいろな緩和策を講すべきであるという点もございまして、関係省内でずっと慎重に検討しておきましたが、まだ関係当局内の意見が一致しないという段階でございます。

○田原委員 関係各省の意見が一致しないというのは、アメリカの御意向をじつと心配しているのじやないでしょうか。そのほかに特に一年もかけて結論に到達しないような決済方法の不一致はあります。一体どこに踏み切れない点があるのか、たとえば日韓会談があるから云々と言ひますけれども、すでに二つの國がある

御承知のよう品物は日本の船で清津なり、興南なり、あるいは鎮南浦へ送り、二晚くらいで着くわけです。それから今度輸入する物資を積もうとしまして、L.C.が到着していないんだら調べてみると、フランス対して日本は第三者から業者の供する値段よりも

ございますが、大体公正な価格できれば、そういうような手続上の簡素化、当然支払うべきL.C.の発行等、もっとおかかる。日韓会談と関係なしに朝鮮貿易のすみやかな手続による簡素にやつていいと思う。その延びておる理由はどこにあるのですか、これを明らかにしてもらいたい。

○水田国務大臣 聞くところによりますと、関係省の間でも諸般の情勢によりますから、すでに貿易を認めただけで、少なくとも二週間はかかるといふことであります。従つて、から船で帰ってくるということで、またあらためて朝鮮の銀行に通知をするということと、これによつて營業しております業者にとりましては、まことに致命的な打撃を受けることは申しませんが、いざ引き取りに行かなければならぬという以上は、当然これに伴う決済方法にいろいろな不便が残されておるわけですが、ありますから、すでに貿易を認めただけで、少なくとも二週間はかかるといふことと、これによつて營業しております業者に払い下げをするということをはつきりと専賣公社の方で善処していただくといふことを、私は特に願いたくておきたいと思います。

○田原委員 次は人事往来の件でござりますが、昨年一年間の経験で見ますと、たとえば放送局の設置についても、N.H.K.型のいろいろな放送施設の購入を申し込んできているし、日本の業者はそれをメーカーに向って作つておる。ところがそれを動かす技術屋を育てるべきものであると思いますが、どうして今日大蔵省は遅延しておるのか、それをますお伺いしておきたい。

○水田国務大臣 御承知のように、昨年直接貿易をすることについてもなかなかいろいろな事情でむずかしい問題がございましたが、関係各省相談の上、そこまでの踏み切りをいたしましたが、その決済についての問題も、そこまでいつた以上はいろいろな緩和策を講すべきであるという点もございましたが、まだ関係当局内の意見が一致しないという段階でございまして、関係省内でずっと慎重に検討しておきましたが、まだ関係当局内の意見が一致しないといふことを心配しているのじやないでしょうか。そのほかに特に一年もかけて結論に到達しないような決済方法の不一致はあります。一体どこに踏み切れない点があるのか、たとえば日韓会談があるから云々と言ひますけれども、すでに二つの國がある

朝鮮に廻しては注文はきておるし、

メーカーに注文をして支払いをしてい

るが、まだ倉庫に入れたままで、第一そ

れを扱う朝鮮側の技術者の入国を認め

ていない。こういふばかれたことが貿易上、一休あり得ることか。これは外務省にも聞いておきたいと思うのです。

諸般の事情、諸般の事情と言ふけれども、何かアメリカあたりからにらまれて、品物は充つたけれども引き取りの

技術者を呼ぶのに朝鮮側の入国は困るといつたような一般論からきている

氣の弱さじやないかと思う。何ゆえに

朝鮮側の機械引取人を入国させることを拒否しておるか。そんならそれで機械を売らなければいい。機械は売つたが、それをオペレートする者を入れることを断わることは、私どもには了解できない。外務省の見解もあわせてお伺いしたい。

○中山説明員 お答えいたしました。

今、田原先生が御指摘になつた具体的なケースについては、われわれもよく存じております。また政府部内におきましても何度も会議をいたしました。ことは了解できません。外務省の見解もあわせてお伺いしたい。

○中山説明員 お答えいたしました。

今、田原先生が御指摘になつた具体的なケースについては、われわれもよ

く存じております。また政府部内にお

きましても何度も会議をいたしました。

このことは了解できません。外務省の見解もあわせてお伺いしたい。

たしておりますが、外交的な関係から状況にござります。

○横山委員 ちょっとと関連して。大臣、予算委員会で私があなたに御質問したことはいろいろありましたが、これもその一つだったのです。大臣はその際事情は深く存じなかつたかもしれませんけれども、標準決済規則の改正

と、向こうから技術者を入れるという

問題について考えてみようというお話を承つたので、私はそこで質問を打ち切つたのですが、今お話をのように、

川島さんが外務大臣の兼務をやつて立場から、よろしいというところになつたのです。それから通産大臣の佐藤さんも、その輸出を承認された

ことなどをやるのが外交なのです。たとえばおそらく米ソ、そのどちらかの間

にどういったもので、困難なことがあります。外交というのは、困難なことをやつたのですが、今お話をのように、もう數

か月になんなんとして、なおかつたな

がらになって、もし技術者を持つて

きてそしてそれが御心配のようなら入

国についていろいろな条件をつけて

もよろしいという話まで行つて、川島

さんも佐藤さんもそれはもつともだと

いうことになつたのですけれども、そ

れがうまくいかない。これは予算委員

会で大臣も御好意をもつた御答弁でございましたから、ぜひこの標準決済規則と技術者の研修のための入国といふ二点については、あなたに一つお骨折りを願いたいと私も思つております。

あわせて御答弁いただきたい。

○水田國務大臣 御承知のように、そ

ういう問題は政府の所管としては外務省の所管事項になつておりますので、

私ども外務省はいろいろな情勢を

討してもらつて、その判断に今まで

についていろいろ政府部内で研究い

従つてのことです。されど、外務省側でも今検討しているよう

でござりますが、今まで外交的な関係から

われるようにいろいろな問題があるの

でござりますから、それを待つて善処

したいと思います。

○田原委員 その諸般の事情というこ

とをさうけれども、それはどういう意

味ですか。私は外務省のやり方を見て

いると、外交でなくて涉外事務程度に

とどまつてゐるのではないかと思うの

です、ほかがうるさいからやめておこ

うとうのは。外交というものは、困難

なことをやるのは外交なのです。たと

えばおそらく米ソ、そのどちらかの間

にどういったもので、困難なことになつたのです。それから通産大臣

の佐藤さんも、その輸出を承認された

立場から、よろしいというところになつたのです。ところがどういうもので

しようか。今のお話のように、もう數

か月になんなんとして、なおかつたな

がらになって、もし技術者を持つて

きてそしてそれが御心配のようなら入

国についていろいろな条件をつけて

もよろしいという話まで行つて、川島

さんも佐藤さんもそれはもつともだと

いうことになつたのですけれども、そ

れがうまくいかない。これは予算委員

会で大臣も御好意をもつた御答弁でございましたから、ぜひこの標準決済規則と技術者の研修のための入国といふ二点については、あなたに一つお骨折りを願いたいと私も思つております。

あわせて御答弁いただきたい。

○水田國務大臣 御承知のように、そ

ういう問題は政府の所管としては外務省の所管事項になつておりますので、

私ども外務省はいろいろな情勢を

討してもらつて、その判断に今まで

についていろいろ政府部内で研究い

うとでは困る。不可能なことを可能にするのが外交なんですから。現に注文をとつて機械を作つてある。従つて、輸出業者はメークーに支払いをしてい

で、私どもはこれには反対で、何もこ

れは急いでやる必要はないと思います

が、かりに会談をやるならやで、そ

れは表面は商売をやつてゐるよう

に見えるが、実際は為替関係の大蔵省、

それから入出国の関係の外務省と大

陸運輸省が踏み切つて、そこまで通産省が

やつたならばやらせる。その困難はこ

れでは表面は商売をやつてゐるよう

に見えるが、実際は為替関係の大蔵省、

それから入出国の関係の外務省と大

陸運輸省が踏み切つて、そこまで通産省が

やつたならばやらせる。その困難はこ

れでは、やるならば徹底してやる。それから一面日韓会談等に対する態度は態度で、私どもはこれには反対で、何もこ

れは急いでやる必要はないと思います

が、かりに会談をやるならやで、そ

れは表面は商売をやつてゐるよう

に見えるが、実際は為替関係の大蔵省、

それから入出国の関係の外務省と大

陸運輸省が踏み切つて、そこまで通産省が

やつたならばやらせる。その困難はこ

れでは表面は商売をやつてゐるよう

に見えるが、実際は為替関係の大蔵省、

それから入出国の関係の外務省と大

陸運輸省が踏み切つて、そこまで通産省が

やつたならばやらせる。その困難はこ

れでは表面は商売をやつてゐるよう

に見えるが、実際は為替関係の大蔵省、

それから入出国の関係の外務省と大

陸運輸省が踏み切つて、そこまで通産省が

やつたならばやらせる。その困難はこ

れでは表面は商売をやつてゐるよう

に見えるが、実際は為替関係の大蔵省、

それから入出国の関係の外務省と大

陸運輸省が踏み切つて、そこまで通産省が

やつたならばやらせる。その困難はこ

れでは、やるならば徹底してやる。それから一面日韓会談等に対する態度は態度

で、私どもはこれには反対で、何もこ

れは急いでやる必要はないと思います

が、かりに会談をやるならやで、そ

れは表面は商売をやつてゐるよう

に見えるが、実際は為替関係の大蔵省、

それから入出国の関係の外務省と大

陸運輸省が踏み切つて、そこまで通産省が

やつたならばやらせる。その困難はこ

れでは表面は商売をやつてゐるよう

に見えるが、実際は為替関係の大蔵省、

それから入出国の関係の外務省と大

陸運輸省が踏み切つて、そこまで通産省が

やつたならばやらせる。その困難はこ

するように努力いたしたいと思っておりまます。

○田原委員　ソシエまできたのでありますから、この機会に進んで朝鮮との間

の貿易協定を結んで、各島の開拓者間に
定の上で解決する。決済の方法もある
し、船舶の関係もあるし、人の往来も
ありますから、貿易協定は結ぶべきもの
のと思うが、これに対してもどういふ
見解を持つておられるか、これもつい
でに明らかにしておいていただきたい
と思います。

○中山昭明　北館との貿易協定につきましては、政府の承認その他の問題がからみますので、慎重に研究をしなければならぬことと存しております。

○田原委員 北鮮との貿易を再開するに際して、去年の四月一日に外務省できめたことは、北鮮を強制パートーデ域に繰り入れてしまつておる。つまり貿易は再開させるががんじがらめに縛つておくといふやうなやり方をとつておる。約半年後に中國その他の共産圏に対しても強制パートーが解かれております。北鮮だけを依然として強制パートーの中に新たに組み入れたといふております。

うことはどういう意味ですか。これを承っておきたい。

て、やはり慎重にゆづくり、ただし堅
実に進みたいと考えておりますので、

先生仰せの点もよく今後とも研究さしていただきたいと思つております。

湾と中国と貿易の量や内容は多少違いますけれども、どちらも日本はやつておる。ひとり朝鮮半島に關して韓国側の意向を氣がねをして朝鮮側との貿易をためらつておる。決済さえ不利不便になつておるといふことは、國民としては了解できない。それは朝鮮半島における朝鮮民族の間の問題でありまして、日本側としては、先方のほしいものを送り、當方のほしいものを買えばいいのです。かえつてそのことが朝鮮の統一のためによくなる。あちらに氣がねをし、こちらに氣がねをするといふことは毛頭ないと思う。従つて、外務省は諸般の事情を明らかにして、それをすみやかに解決して、そして強制ペーパーの繰り入れの取り消し、貿易協定の締結、支払い決済法について

○中山説明員 今申し上げましたように、韓国との関係がなかなか微妙であり、またそれが一つの原因になつて北鮮との関係が若干ゆくへり——しかしながら貿易は進んでおることはおるのでござります。そこで、今仰せの諸点につきましてはやはりもう少し、たとえば事態が進みますれば、あるいは北鮮との関係ももつと正常な基盤、基礎において事態を再検討することができるん

じゃないか、どうでもよろしく考えてお
きます。

○田原委員 この朝鮮貿易で別に共産主義を輸入するわけじゃないのです、商品の取引なんです。逆つて、お

隣の韓国がいろいろ文句を言うことなんですから、それに一々引きずり回されることは毛頭ないと思う。貿易を再開しながら、決済方式についても、たとえば標準決済方式の別表第四の朝鮮の項を削れば簡単なのに、これを残しておく、これがどうしても私はおかしいと思うのです。でありますから、きょうはその程度にしておきまして、後日また大蔵委員会あるいは外務委員会等で、もう少し掘り下げる質問をいたしますが、朝鮮問題を国民の考えているように、両方公平に扱って、お互に貿易を盛んにする、特に必要なことは、阻害しておるもの次々と除去するという決意を持つてやつていただきたい。

次は 南米の問題について 大綱大臣にお尋ねしたい。また関連して外務省にもお尋ねしたいと思います。御承知のようにドミニカの移民問題が発生をしまして以来、ようやく出先の各省機関の不統一あるいは責任のなき、こういう点が国民の前に明らかになります。これについて引き揚げた者に対する問題、その更生上の種々なる問題については、これまた国民の同情と、政府側で、何らかの処置をしなければならぬと思いますが、この機会にドミニカ以外の中南米各国における日本の各省の出先及びその代行機関、あるいは下請機関のごときもののやり方を、われわれはこの際反省してみる必要

があると思う。一言にして言えは、外務省、農林省、大蔵省、建設省等が

ばらばらに移住地における行政をやつております。横の連絡は少しもあります。これは日本国内においても、い

省併立あるいはなわ張り争いというものが日本でもじゅう間題になりますが、まあ日本では、新聞その他の批評機関もありますけれども、遠く南米へ行ってしまいますと、まるつきり何もないものですから、迷惑をこうむつているのは在留日本人及び日本から行っております事業家でございます。そこで、今の金融措置について、たとえば日本海外移住振興株式会社というものが特殊法人としてできておる。ところが、これがまた結成前後からの特殊な事情もありまして、外務省・大蔵省、問題によつて農林省がそれぞれ介入しなければ最終の決定ができない。それが在留民に非常な迷惑をかけておる。たとえば移住振興株式会社の金融部門は

向こうへ暮べ柳で行つた農民が独立自営農になる場合の最小限度の資金を貸すことになつておりますけれども、それが現地でごく少額の、五十万円以下くらいは現地の支店長がやれるのでありますまして、それ以上になりますると、全部日本にお伺いをしてなければならぬ。まず書類が非常に煩瑣なものを作らせます。お役所に借りに行きますと、十四通も同じ書類を作らせて、出先の事務官がこれを受け取る。代書人も何もないところですから、お役所に二晩も三晩も泊まつてそういう書類を作る。それが外務省に届けられる。これがまた字句の修正とか、ああでもない、こでもないと大へんな時間をとる、そ

これが大蔵省にいく大臣は知らないかも知れないけれども、主計局と為替局

と、管財局と銀行局の四局にいく。大蔵省という名前は一つでありますけれども、実際は四局の系官が丁寧に書類

に目を通して、かれこれ半年過ぎたころにその金は貸さぬといふよくな通知が、またそれらの役所を逆に戻つて現地に届くのであります。お百姓としては、あそこには適当な七地がある、自分も手持ちの金はある、しかし足りぬから政府の金を借りよう、それがそういうふうに入力月もかかって、しまいに貸さぬということになりますと、また新規に別のところを見つけなければならぬ。あるいはかりに借りても、八ヶ月も十ヶ月もかかりますと、借段が変わってきて、条件が悪くなっているという場合がしばしばあるのです。これは昨年の外務委員会等でもわれわれは論議をしたのでありますが、在留日本人のサービスをするというつもりで作った金融機関であるし、ちょうどたゞに言えども、日本の国民金融公庫、

農林金融公社の性格を当然持たすべき移住振興株式会社の金融部門が、実際は貸し出しをほぼ自結果になつて、このまままでいきますと、せつかく政府の厚意でできたそういう機関も現地では当てにしなくなつてくる。これは何とか改善改良すべきものだと思うのであります。が、大蔵省側は一体これをどういうふうに見ておるか、これを聞かせてもらいたいのであります。

○福田(久)政府委員 私は為替局の者でござりますが、海外移住振興会社の関係は、お話をのように一般海外移住事業という観点から主計局が関与しておると思います。また相当多額の政府出

○福田（久）政府委員　私は為替局の者
農林金融公社の性格を当然持たすべき
移住振興株式会社の金融部門が、實際
は貸し出しをほぼ半結果になつて、こ
のままでいきますと、せつからく政府の
厚意でできたそういう機關も現地では
当然にしなくなつてくる。これは何と
か改善改良すべきものだと思うのであ
りますが、大蔵省側は一体これをどう
いうふうに見ておるか、これを聞かせ
てもらいたいのであります。

でござりますが、海外移住振興会社の関係は、お話をのように一般海外移住事業という観点から主計局が関与しておると思います。また相当多額の政府出

資、現在二十八億円の資本金のうち二十七億円以上といふものが政府出資になつておりますので、その関係で管財局が関与しておると思います。それから私どもの方の関係では、為替の関係で海外に移住した方に金を貸すとか、あるいはその移住した方に関係した事業を営んでおるものにこの振興会社から融資をするとかいう場合に、外国為替管理法に關係して参りますので、その観点から関係があるわけであります。これは移住振興株式会社に限りません、一般的に海外に投資するとか、あるいは海外に對して債権を持つといふような場合に為替管理法の手続が必
然であります。

して中南米の移住政策は一本立て、三本立てでくるわけです。主計局の立場から見たつて、むだな人件費その他を使って、一々みんな出張する。主計局も毎年一人は行つておるようあります。ですが、帰つてきてまたほかの局に行つてしまふ。移住船の監督も外務省は品課とか会計の者が行つておるわけですが。それはそのまま帰つてきて、何か移住行政に関与しているかというと、慰労休暇みたいなことで、スペイン語もわからなければ船内の当直も何もできぬ者がある。そういうものを見たがしているのはいかぬと思う。このドミニカの人々の問題から急速に前向きで、金融面においても、移住地におけるあつせん業務においてもできることがありますから、困難なようでもあります。ほんとうに主計局も、大蔵省がその気になればできることなんですから、大幅な権限を与えた事業局のこときものも、もし大蔵省が一時監督したいなら、証人を東京に呼ぶのじやなくして、現地に監理官でも置いて、適時適切な処置をしてやることによって、在留日本人の活動というものが一段と發揮できること思うのです。このことは西ドイツの南米における移民、あるいはスペインの移民等はそれぞれ緊密にやっております。たとえばイタリアからも年間十数万の移民が行つておるのです。先住移民の中には大銀行家もあり、大地主もありまして、それを協力し、政府はむしろそれを助長していくというような態度をとつておる。ひとり日本だけが、役所がたくさんあって、田先では何の構の連絡もない、そ

うして迷惑をこうむるのは在留同胞団であるといふのであるから、とうてい今度のドミニカ問題解決としての前進姿勢にならない。だから急速に、この点は主計局が中心でもよろしい、あるいは農林省が中心でもよろしい、あるいは外務省が中心でもよろしい、あるいは関係三省が至急に寄り合って形を整えていかなければならぬ。聞くところによりますと、海外移住に関する各県の連絡協議会が設けられておりますけれども、開いたことがないのですね。そういうことではないかねと思う。この五月の初めには、中南米各国から代表者格の日本人が五百人ばかり集まります。第三回海外日系人大会というものが予定されております。さだめし、そういう方々から体験からくる貴重な話もあると思いますが、もう少し熱意と同情を持つて、そうしてみんなの満足するような——どうせ使う金はきまっておるのでから、それらの金が有効に動くような方法を講ずべきだと思うのです。この機会に私は自分の希望を申し上げて、総括的に海外移民に関する今後の発展策について、大臣からもう一度聞いて、私はこの質問を終わりたいと思います。

おる役所の者の方が心むしろこのことを一番希望しているような現状でございまして、この点につきまして、関係各省の間でこれを円満に協議する努力は、ここ三、四年続けられておりますが、なかなか各省の管轄の問題になりますとむずかしい問題がございまして、困難はしておりますが、しかし、だんだんに外務省がやはり責任を持つてこの移住行政を厳重に監督し遂行すべきだという方向には、この一、二年ずっと向かつてきましたので、やはりその方向で国内の連絡とは別に、この移住行政の責任者といふものが外務省になつて遂行される方向が一番好ましいんじやないかと私どもは考えております。国内の連絡と海外における事業執行の責任といふものを、ここではつきり区別してかかれば、こればかりづぱに調整とってもつと行政が強化できるんじゃないかと考えておりますので、その方向に努力したいと考えます。

ベースの仕事を海外協会連合会が、また投融資関係の仕事を移住振興会社が分担して、海外事業を進めておるわけですが、現状が満足すべき状態で仕事が進んでおるというふうには考えておりません。幾多の欠陥もあるということは私ども感じておることでござりますが、具体的にこれをどういうふうに一本化して、またすつきりした形に持つていくかということになりますと、いろいろ問題はあるのでございまして、特に移住事業といらうものの本質からきます公益性、同時にまたこれが必要とする採算性といろよろな相矛盾する二つの要素がこの事業の中にござりますので、なかなか理念的にも実際的にもこれをすつきりした形にどういうふうな方法で持っていくかということは、なかなかむずかしい状態でございます。しかしながら、ただいま先生のお話をございましたし、私どもとしましてはよく研究しまして、移住者自身の福祉を将来どうしたらより増進できるかという観点から、さらに研究を続けたいと思います。

りました。そこでこの外資法を現状のままで存続されるのかどうか、あるいはまた改正を加えられるのか、この点は御構想あるいは御所信をまず承りたいと思います。

○水田国務大臣 これまで為替自由化の問題と関連して外資法のワク内でずっと運営してくる、運用の改善をはかるという形でやってきましたが、しかし外資法の改正を検討する時期に私は来ておると思います。問題は、日本が自由化を行なつても、御承知のように通常貿易の自由化が行なわれても、外資導入のような資本取引の問題については、IMF協定の趣旨から見ましても、また歐州諸国の例から見まして、経常取引の自由化が行なわれた後でも、最小限必要な外資に対する規制といふものは存置することが必要でござりますので、その一点はございますが、現行法のワク内運営でうまくいくかどうかかといふ問題は現在出ておりますので、この改正については、私はもう検討する時期に来ておると思います。さて、部内においても、この検討はただいま始めておる現状でございます。

○岡委員 そういたしますと、貿易の自由化、為替の自由化を控えて、政府としては外資法を改正するという方向において検討中である。こういうことでござりますか。

○水田国務大臣 これは為替管理制度全般の改正問題ともからみますので、なかなかすぐにこれをどう改正するという結論は出ておりませんが、そちらの問題とからみ合わせて、ただいま検討しておるところでございます。

○岡委員 改正をする方向で検討中といふことになりますと、私は、昭和

二十五年から今日までの外資法の運営の功罪というものを検討する必要があるろうと思います。まず第一にお伺いいたしたいことは、政府の統計で見ましても、昭和二十五年から昭和三十五年までの間に、外國から導入した技術の対価として支払ったものが一千億をこえております。ところが、わが方の輸出した技術の受取勘定というものは十四億程度かと存じます。非常なアンバランスである。一体こういりアンバランスは、はたして正常なものであるのかどうか。外資法には、わが国の經濟の自立といふことが第一条にうたつてございますが、こういアンバランスの今まで、わが国の經濟の自立といふものがはたして達成できるのであらうかということを私は懸念するわけでございますが、このアンバランスを正常と思われますか。

○水田國務大臣 それがアンバランスであるかどうかこと自身が、私は非常に問題じやないかと思います。

技術導入をしなかつた場合のことを考

えましたら、日本の国内經濟がそれだけ外國からの輸入に負わなければならぬという問題もございましょうし、そ

れらを計算しなければ、技術導入の対価と、反対に日本が向こうへ輸出した

ものとの単純比較はできない問題だらうと思います。

○岡委員 私は、外資法を通じて、外

國のすぐれた技術が日本に入ったこと

のプラス面を否定するものではないのです。決して否定するものではございませんが、しかし、それにしても支払

い勘定が一千億をこえている。受取勘定が十数億しかない。やはり政府の統

計を見ますと、英國では受取りのペー

セントージは支払いの大体二四%、い

くさに負けたイタリアでも一〇%、西

ドイツでも二五%、フランスが四〇%、

アメリカなんかでは外國への技術輸

出のための受取勘定の方がはるかに

多い。これは論外いたしましても、

いくさに負けたイタリアや西ドイツ

が、自國の經濟復興のために外國の技

術を導入しておるが、しかし、それに

しても比率は二〇%、二五%といふも

のです。日本では一%そこそです。

こういふことで、外資法には經濟の自

立といふことが第一条にうたわれて

おつて、はたしてそれができるのかど

うか。これはいろいろな総合的な判断

も必要でございましょうが、この一事

をもつしても、一体今までの外資

審議会、これはあなたが会長をして運

営をしておられるが、妥当な運営であつたかどうか、十分に公正な御判断

を願つてしかるべきだと思うし、御判断があると思うのですが、今の大臣の

お話では総合的に判断されるおつ

しゃいますが、どういうふうに具体的

に御判断なさるのでございましょ

うか。

○水田國務大臣 もし、日本がこの技

術導入をやらなかつた場合の日本經濟

の現状といふものを考えたら、これは

今の様相とは全く違つたものになつて

いるだらうと思います。ここ四、五年日

本は技術革命が行なわれたといわれて

おりくらいに、日本の技術は躍進をし

て参りましたし、それに伴つて、その

技術を土台にしたいいろいろな日本の生

産品が海外に輸出されて、この三、四

年で日本經濟の規模を大きくなる

がまた日本經濟の規模を大きくなる

計を見ますと、英國では受取りのペー

セントージは支払いの大体二四%、い

くさに負けたイタリアでも一〇%、西

ドイツでも二五%、フランスが四〇%、

アメリカなんかでは外國への技術輸

出のための受取勘定の方がはるかに

多い。これは論外いたしましても、

いくさに負けたイタリアや西ドイツ

が、自國の經濟復興のために外國の技

術を導入しておるが、しかし、それに

しても比率は二〇%、二五%といふも

のです。日本では一%そこそです。

こういふことで、外資法には經濟の自

立といふことが第一条にうたわれて

おつて、はたしてそれができるのかど

うか。これはいろいろな総合的な判断

も必要でございましょうが、この一事

をもつしても、一体今までの外資

審議会、これはあなたが会長をして運

営をしておられるが、妥当な運営であつたかどうか、十分に公正な御判断

を願つてしかるべきだと思うし、御判断があると思うのですが、今の大臣の

お話では総合的に判断されるおつ

しゃいますが、どういうふうに具体的

に御判断なさるのでございましょ

うか。

○水田國務大臣 それがアンバランス

であるかどうかこと自身が、私は

非常に問題じやないかと思います。

技術導入をしなかつた場合のことを考

えましたら、日本の国内經濟がそれだけ

外國からの輸入に負わなければならぬ

という問題もございましょ

うらを計算しなければ、技術導入の対

価と、反対に日本が向こうへ輸出した

ものとの単純比較はできない問題だろ

うと思います。

○岡委員 私は、外資法を通じて、外

國のすぐれた技術が日本に入ったこと

のプラス面を否定するものではないのです。決して否定するものではござい

ませんが、しかし、それにしても支払

い勘定が一千億をこえている。受取勘定が十数億しかない。やはり政府の統

計を見ますと、英國では受取りのペー

セントージは支払いの大体二四%、い

くさに負けたイタリアでも一〇%、西

ドイツでも二五%、フランスが四〇%、

アメリカなんかでは外國への技術輸

出のための受取勘定の方がはるかに

多い。これは論外いたしましても、

いくさに負けたイタリアや西ドイツ

が、自國の經濟復興のために外國の技

術を導入しておるが、しかし、それに

しても比率は二〇%、二五%といふも

のです。日本では一%そこそです。

こういふことで、外資法には經濟の自

立といふことが第一条にうたわれて

おつて、はたしてそれができるのかど

うか。これはいろいろな総合的な判断

も必要でございましょうが、これはまた

かんナフサを作る、そのナフサからエ

チレン、ボリエチレン、ブチレンを作

る、これは全部もう外國の技術導入で

できることとお尋ね申し上げておるのです。

それでは、具体的に一体何を輸入し

ておるのか。結論を申しますと、この

外國技術導入要質という書物を見ます

と、昭和二十五年から三十五年までの

外国技術の導入のリストがござります

が、あらゆる産業において心臓部は全

部と言つていいくらいに外米技術で

す。だから、今花形産業と言われてお

るようなものにつきましても、電気産

業で見れば、詳しいことはまた別な機

械であります。三菱電機はウエス

ティングハウスマ・エレクトリック、東芝

はゼネラル・エレクトリック、富士電

機はシーメンス、日電はインダーナ

ク、電気産業といつたって、これは

包括契約でもって弱電も整電も全部技

術導入をやつてある。松下電器はオラ

ンダのフリップスやRCA、こうい

うよくなことを考えましたら、そういう

ことに役立てるためにこそ技術導入

をしているのでござりますから、この

技術導入の目的といふものがそういう

ところにあるのございましたから、この

<p

ういうためには、国産の研究ではも
うほんと間に合わない。一応世界水
準並みの技術を取り入れて、そこまで
の水準に日本を持ってきてから、それ
から初めて日本の技術水準というもの
は上がっていって、新しい技術が出て
くるときにも日本は追いついていける
という技術水準の基礎を急速に高める
立派なことをしなかったら、これは自
然經濟も何も問題にならぬというのが
いうことだと思いますので、私ども
は、日本の技術水準を国際水準まで一
応持つてくるためには、外国技
術の導入といふものは、むしろここで
やらすべきものだといふくらいの積極
的な考え方を持っておりましたので、今
日まで千六百件以上の技術導入をやつ
ておると思いますが、これは私は方針
として間違いもなかつたし、これを審
査した審議会の行き方といふものも私
は間違いなかつたと思います。これから、
自立できるかと言われるのですが、自
立経済を作るためにこそ技術導入を急
いだというものが今までの日本産業の
実情だと思つております。それから、
今申しましたように、同じ程度の水準
のものを、会社がただ競争のために導
入したいといふものを次々に許可して
いくかどうかが、ということは問題でござ
りますので、そういう点の注意は十分
いたしておりますが、これまでのところ
はまだまだ十分と言えない部分もた
くさんございますし、私はこの方針は
間違いだつたとは、今考えていいませ
ん。

らされたことがある。もう一年か二年
半しんぱうして研究してくれれば外國
から買わなくとも國産の技術でやれる、
それを国内の企業が非常に急ぎ過ぎるので
のだということを漏らされたこともあります。
ですから、今では戦後ではな
いという声もございますが、今後外資
法を改正の方向で検討されると思いま
す。

確実なものにつきましては、これを
こういうことによりまして国産技術の
芽がつまれないようなどいうような意
見を十分外資審議会を通じまして申し
上げておりますし、また今後もそのよ
うにいたしたい、かように考えており
ます。

か、輸出が振興できるなどといふよ
な、こういう古い概念の技術といふよ
うなものではない。切り花を持つてき
たって一時床の間にぎやかになるか
もしれないが、それでは決して実を結
ばない。ここに技術革新時代における
技術といふものの本質があるといふこ
とを私はほんとうに認識してもらいた

ら、こういう現状ではますますもつて格差というものは広まつても埋まらないと思う。だから外資法といふものの運営において今後検討する。あるいはまたその改正に検討を加えられるといふならば、そういう観点からも検討を加えていただかなければならぬし、同時にまたそれに即応したあるいは法制委員会

立経済も何も問題にならぬというのが実情だったと思いますので、私どもは、日本の技術水準を国際水準まで一応持つてくるためには、外国技術の導入というものは、むしろここでやらすべきものだというくらいの積極的な考え方を持っておりましたので、今まで千六百件以上の技術導入をやっていると思いますが、これは私は方針として間違いもなかつたし、これを審査した審議会の行き方というものも私は間違いなかつたと思います。これで自立できるかと言われるのですが、立経済を作るためにこそ技術導入を急いだというのが今までの日本産業の実情だと思っております。それから、今申しましたように、同じ程度の水準

ですが、日本におけるメーカーが同じ技術を別々の外国の会社から導入をする、そしてそのためには必要な過当競争をやつておるという弊害は除去して、国産技術を育てていこうという腹づもりでこの外資審議会を運営する。そういう方向でございましょうか。

○水田国務大臣 そうしたいと思いま
す。一応この水準が高まつておるととき
でござりますから、今後は従来導入した
技術に基づいて国産の研究も進むべき
でござりますし、現に今おっしゃられ
たような、もうちょっと待てば技術が
そこまでいくと見通されるものも最近
になって初めて出かかるってきておる
きでありますから、そういう点は十分
御趣旨に沿つたような運営をしたいと
思っております。

上げたいのですが、これからは国際的な競争はむしろ技術と技術の太刀打ちと申しますが、新製品といつても五年くらいの寿命しかない。おそらく今強調でつやがある世紀の最後のボリュームレンジといつても、いつまで続くかわからない。アルミよりも軽く鉄よりも強いデルリンといつても、また新技術が開発されればどこかでわかるものが出てくる。大蔵大臣もよく認識していただきたいのは、こういう技術革新時代における新技術というものを持つた基礎研究の上に初めて出てくるわけです。だから外国から技術を導入するというのは、アメリカならアメリカというお花畑からその花を切り花をして、日本の床の間に置くだけなんですが、

いと思う。そういう角度から国産技術を育て、日本の経済の大きな支柱を国産技術で支えていく、こういう政策といふものをぜひ一つ強く私はやっていただかなければならぬと思います。これが私は今までの外資審議会の運営における一つの大きなマイナスだったと思うのです。この点はぜひ大蔵大臣もおっしゃいましたから、今後のお手並みを私は刮目をして期待をいたしたいと思います。

その次には、この外資審議会の運営、先ほど申しましたように、とにかく安上がりにつくというのでどんどん大きったか。日本の産業構造に一体どういう矛盾が起つてきただかといふ問題、

的なりあるいは予算的なりの措置の裏づけを私はしていただかなくては、この二重構造の解消というようなものはとうていできないと私は思います。こういう点について、大蔵大臣として御所信があつたら承りたい。

○岡委員　国産技術の育成開発ということは科学技術厅のお仕事になるわけでもあります。が、科学技術厅としてはこの外資審議会に対して、あるいはまた今後に対しはどういう考え方を持つておられますか。振興局長がおられますから承りたい。

○前田(陽)政府委員　お答えいたしまして、國産技術で十分可能のよりなものはもちろん排除しなければなりませんし、また近く國産技術が企業化されるという見通し

す。だからこれは枯れればそれだけなんです。新しい技術が出てそれに基づく新製品が外国で出てくれば、それで日本は新しい次の技術を導入しなければやつていけない。だから切り花ではなくて、自分の園に芽はえて花を開いて実を結ぶ、これがまたその土壤で新しい芽を芽はせていく、花を開く、そして実を結ぶ、こういう形で現在の新しい技術革新というものが進められていく。先ほど申しましたように、今の技術はただ外国から技術を導入すればそれで日本の経済の自立ができると

今格差解消ということが盛んに言われております。そしてまたおそらく一切の政策の中心の課題でもあらうかと思いますが、私は大経営と中小経営との格差、生産と所得における格差、それは結局技術の格差だと私は思う。技術とそれに基づく設備、それを持つものと持たないものと格差が、日本経済の二重構造の根本の原因だと思う。そういう意味でなかなか中小企業では効果がある。特に最近はプラント一つでも非常に巨額を必要とするようになっておるだけに、手が出せないということか

○岡委員 私が申し上げましたのは、前段の点でございます。というのは、なかなか外國の技術導入と申しましても、特に最近は巨額の資金が要るわけあります。そうすると中小企業はどうしても手が出せないということから、外國の技術というものは大企業に集中するということになります。そうなればやはり大企業と中小經營との技術の格差といふものが、ますます激しくなつたに過ぎないのです。

て深まつてくる。そなれば日本の経済構造の二重性というものはとうて解消できないのではないか、だからこういう点についてやはり政策的に、予算的に、特に予算的に大蔵大臣として考慮をしていたがなければならぬ。だから外資法を改正して国産技術の養成という方向に向かわるならば、あわせてこういう点にどういう顧慮をしていただけるものであろうか、この点をお伺いしておるわけであります。

○福田(久)政府委員 実情をちょっと御説明申し上げておきたいと思いますが、外國技術の導入がおのずから大企業に多いということは、傾向としてはお話を通りであります。最近におきましては、大企業の方がそういう技術を導入いたしますと、それに関連した部品等の製造につきましても、やはりそれと相呼応したような技術水準のものにならないと、完成品としてマッチしないという事態もございまして、中小企業におきましても、従つて今までの技術の水準を高度化し、その企業を専門工場化するといふような傾向が漸次最近強まつてきました。中小企業についての技術導入といふものも出てきつつあるのでございまして、これらに外資審議会なり幹事会などでは一体あの設備近代化資金が今お答えになつた親工場が優秀な技術を入れ、それに従つて系列工場も設備の近代化をはからなければならぬというようだけ好意的に審査していくところという方向で取り運んでおる次第でございます。

○岡委員 ゼひ一つそういう方向で進めていただきたいと思うのです。これは御参考までに申し上げるのですが、ちょうど昨年の十二月に私はドイツのフォード工場を見たことがあります。

大体年産四十万台というのですが、私はその社長に、下請は一体どれだけあるのだとい聞いたら、下請という言葉がわからない。供給会社ならば七百五台だけやつておつて、その他の計器類とかキャブレターとかいろいろなものは全部下請供給会社でやる。そこで資金の援助とかあつせんをするのかと聞くとノーと答える。それじゃ技術指導をするのかと言ふと、ノーだと貰う。支払いはどうか、支払いはゾーフォルトだ、すぐ払うと言ふのです。彼らは資金の援助や技術指導などといふことを自分の方から言い出すのはおかがましいと考えている。それはどん彼ら自身の自主的な技術を持っておる専門工場だということを申しております。今日日本の産業がそこまでいくと、親工場の技術に対応する部品でなければなりませんので、そういう点においては、機械その他設備を親工場からめんどうを見てもらつて、その改造をやるとか、技術者を派遣してもらつて、その指導を受けるといふような形で中小企業の近代化が進んでいくという面も、実際には私相当に多いように考えておりますが、それでなくて、中小企業全般の合理化促進といふようなものについては、今御要望のございまして。だからやはりそういう方向に政策を進めてもらわなければならぬ。

○岡委員 実際問題として、私どもがなるほど設備近代化資金は一昨年が三十億弱ですが、昨年が四十五億、今年

度は百億弱かと思ひますが、しかしそれでは

か、日本からの技術輸出はきわめて少額にとどまつてゐるのではないか、それで技術援助の収支が非常にアンバラ

ンスであるという御指摘なのでござい

ます。それと関連するかと思うのですが、大臣からもお答え申し上げたよ

るという立場から規制を加えると同時に、一方日本の中企業の技術と設備の向上に対し、本格的な努力をぜひ払っていただきたい、こういう気持で申上げておるのであります。大蔵大臣の御所信をこの機会に承つておきたい

と思います。

○水田国務大臣 大企業の技術導入と関係して、中小企業もこれに対応した措置をとるという今為替局長から説明がありました。実際を見ますと、独

自の自己の金融によつて工場の合理化をやるというよりも、最近の傾向はやはり大企業の系列化ということにあります。日本の景気の浮き沈みがあれば、この頂上にある大手筋はまあ大体日の当たるところにお

ります。日本の方の家内労働は大企業のクッシュョンになっており、系列表々とおっしゃいますが、系列の

下の方の家内労働は大企業のクッシュョンになつております。日本の景気の浮き沈みがあれば、この頂上にある大手筋はまあ大体日の当たるところにお

ります。日本の方の家内労働は大企業のクッシュョンになつておる。ところが

それが何らの労働法規によつても守られない家内労働をやつておる。ところが

見ると合わぬ点があるのでなかろうか、そういう見方もございますけれども、というのは先生も御指摘になりましたが、海外の先進工業国と日本と

の技術の輸入と技術の輸出と対比することに、ちょっと日本の実情か

がわからぬ。供給会社ならば七百五台だけやつておつて、その他の計

器類とかキャブレターとかいろいろなものは全部下請供給会社でやる。そこ

がわからぬ。供給会社ならば七百五台だけやつておつて、その他の計</

○岡委員 なるほどその御趣旨は私は
別に否ですかうつけでよ、つぐよ。こ
ういうふうには考えております。た
だ具体的にその金額が幾らであったか
ということについてはトレースしてお
りませんので、はつきり申し上げられ
ませんが、先ほど御指摘のありました
国際收支との関連というものは、技術
援助につきましては、今申し上げたよ
うな観点で、その影響あるいはその効
果というものを判断の重要な資料と考
えて処理いたしております。

月に予定する所でござりますが、たゞ今後は外資法改正の方針で一つ検討するということでござりますから、過去のあり方についてはこれをどう切りかえていくべきかという角度から私は申し上げておるわけであります。

それからいま一つは、特にあなたの方は大蔵省としての立場から考えられ、通産省は産業行政という立場から考えられます。しかし練り返し申しますが、さうした立場から考えた場合、今後の競争といふものは、これはもう製品の競争じゃない、技術の競争だ。いつまでも外国のまねをしておつたのでは、いつまでも後塵を拝していくより仕方がない。しかも御存じのように、相当なニシシアルを払つて、ロイアルティも多いものは八割いる。ロイアルティを払つて、それからのロイアルティを払つて、そして輸出市場の制限を受けて、これに加えてミニマム・ペイメントといふ悪条件を甘受している。ここまでひざを屈して外國技術の導入を急ぐとなつて、手はないじゃないか。ただ私は、国際収支においてそういうやり方が今日における赤字の一つの大きな要因になつてはいるのではないか、ということを申しましたのは、先般もこの委員会

で同僚の塙委員が申しておられた、それについて同調しておられる参考人もあつた、要するに設備投資が設備投資を呼んでいるのだという表現でそれは言われておつた。しかしほんと設備投資が設備投資を呼んでいるといふことは、さらに具体的に言えばボリュームがボリュームで呼んでおる。こういう形で、その間に間に日本メーカーが別々な海外商社と提携をする、あるいは同じ商社に向かって殺到して競合する。こういうようなことで技術を入れれば、何といつたってやはり機械の輸入もせざるを得ない。機械を運転するには原資も要るでしょう。そういう形で結局日本の国際収支の赤字の大きな要因になってきておる。

○水田国務大臣 結局、の点について大蔵大臣といつも思います。
い問題の発明とかなんではない、日本はここに入れている間に、それが科学の技術の研究を強化するが一番大切な問題だで、予算の編成におきましても、今度はそういう点に気を成になつておると思ふ。よつて今おつしやられ根本的に解決していくが、ないだらうと思います。
○岡委員 たとえばこの関係の予算は昨年に比の伸び、総予算は二〇〇九聞いておるのでですが、

の点について大蔵大臣の御所見を承ります。
○水田国務大臣 結局、小手先の小さな問題の発明とかなんとかの奨励段階に入っている間に、それと並行して基礎科学の技術の研究を強化するということが一番大切な問題だと思いますので、予算の編成におきましても、特に今度はそういう点に気をつけた予算編成になつておると思いますが、それによって今おっしゃられるような問題を根本的に解決していく以外には方法はないだらうと思います。

ははたやみくもに急くからオーバー・ボローイングが起つてくる。日銀が定が解消しないと思う。そういう角度からもこの外國技術の導入について、やはりよほどちゃんとした筋の通つた議見を持つて臨んでいただかなければならぬ。これまでのような海外技術の導入について、これまでの金額そのものの不安なるまいと思う。この点について大蔵大臣の御所信を承りたい。

○福田(久)政府委員 外國技術を導入するにあたつては、優良技術を導入するといふことに大きな主眼を置いておるのでございますが、もちろん先ほど来御指摘のありました國産技術で間に合つようなもの、あるいは國産の技術が近くできるであろうというようなものは、科学技術庁からお答え申し上げたように、そういうものは入れないようにしていく。それから設備投資との関連でございますが、過剰投資に陥ることのないよう、また当該設備投資なるものが、たとえば通産省における産業合理化審議会等において審査されましたそぞういう実態に含まれておるものであるかどうか、そういうようになにをしていく。それから設備投資との検討いたしまして、いわゆる行き過ぎ投資、過剰投資を防止するような配慮もいたしております。また同時に、昨年あたりから非常に機械輸入が増加しておりますので、國産機械で極最小限度にとどめたいというような配慮もいたしております。現在運営上、御指摘のよろな点について、十分そぞういう方向で進むように注意して運営して参つておる次第でござります。

○岡委員 せひそういう点は大蔵大臣としてもほんとうに御考慮を願いたいと思う。それでそういうこれまでのあり方が非常に悪いくせを駆致しておる。それは結局民間企業の研究投資といふものが非常に少ない。これはもう何かといえば、外国で発明された新技術を入れれば安上がりだという考え方、これも政府の調査報告だが、こういうパーセンテージは全く問題になりません。一々数字は申しませんが、総売上高に対する研究投資のパーセンテージを見れば二%で、三%のものは一つもない。これは例にはならぬと思いますが、この書物ではデュポンの研究投資が書いてあるが、総売上高の三〇%研究投資に使っておる。日本のメーカーも最近は中央研究所のようなものをあちこちで作り出しておる。しかし、おそらくたかだか外国から導入した技術の改良が研究の重点ではなかろうかと私は想像しておる。これでは自己のものが生まれてこない。そういう意味でアメリカは、デュポンはもちろん論外ですが、研究投資に非常にはり込んでいる。ソ連はソ連で國家の権力で技術なり資金なり人なりを動員をして、一つの目標にかり立ておる。ちょうどこの谷間にある日本はどうすればいいか。技術開発、その点は、私どもは別の委員会で十分また政府の所信をただしたいのであるが、特に大蔵大臣として考慮願いたいのは、もう日本とすれば研究の共同化しかない。いろいろな問題がありますが、研究の共同化ということが今後の国産技術開発の一つの大きなめどになつてきている。研究組合が昨年国会を通つて、税金は免除しようといふよしな措

置が行なわれておる。非常にけつこうなことではござりますが、しかし、これに対してやはり政府が補助するというところまで積極的に援助してやつもらいたい。もちろん研究組合の組織も最近二、三できておるようですが、この研究組合も英國やフランスのようすに、すべて関連業者も含むという志の企業者の組合といふ、これではいようなものではなくて、たゞ一部の有志の企業者が、すべての業者が、そしてそのお互いの持つておる研究所は研究所として、全体の組合の持つておる組合センターを作る。これにはやはり政府が補助金を出し、援助してやる、税金だけでもといふところまで積極的に——英日本としては、乏しい資金、少ない人、そして悪い設備、この悪い条件を克服していくには、これは共同しないのです。この共同研究といふものの推進と、それに対する国としての予算的な援助、これはぜひ一つできるだけ早い機会に大蔵省としてやつてもらいたい。大蔵大臣の御所信を私はお聞きするわけです。

○水田國務大臣 民間研究をもつてど

んどん盛んにするということは、これ

は当然必要でございますので、これに

対しては御承知のように税制上のいろ

いろな措置を私どもはとることにいた

しております。

それから民間における共同研究とい

うよろな、共同の研究が強化されるこ

とはもちろん望ましいことでございま

すが、民間の研究はどうしてもそれぞ

れ特殊部門の研究というものにならう

かと思いますが、その前提としての科

学の基礎研究といふものがやはりもと

になるものでございますから、これは

もつばらやはり国の研究機関、國の大

学その他の研究機関が担当しなければ

ならないものだらうと思ひますので、

そういう面の予算強化は今度確かにい

たしております。さつき百分の一の

問題が出来ましたが、比率で比べられる

のが私ども一番困ることでございま

すが、たとえば去年はこういう事情が

あつて二十五億円の設備が必要だった

といふので、去年金を盛る。ことは

その設備が完成したから、普通なら二

十五億円の金額が落ちるはずですが、

予算の編成になりますと、この比率に

みなこだわりますから、その落ちる分

を埋めて、さらに何とか伸びたといふ

きたい。金の力、権力の力、足りない

日本としては、乏しい資金、少ない

人、そして悪い設備、この悪い条件を

克服していくには、これは共同しか

ないのです。この共同研究といふもの

の推進と、それに対する国としての予

算的な援助、これはぜひ一つできるだ

け早い機会に大蔵省としてやつてもら

いたい。大蔵大臣の御所信を私はお聞

きするわけです。

○谷川政府委員 最後に希望を申し上げたい

かと思ひますが、その前提としての科

学の基礎研究といふものがやはりもと

になるものでございますから、これは

もつばらやはり国の研究機関、國の大

学その他の研究機関が担当しなければ

ならないものだらうと思ひますので、

が、この研究組合も英國やフランスの

ようすに、すべて関連業者も含むといふ

志の企業者の組合といふ、これではい

うなものではなくて、たゞ一部の有

志の企業者が、そしてその

お互いの持つておる研究所は研究所と

して、全体の組合の持つておる組合セン

ターを作る。これにはやはり政府が補

助金を出し、援助してやる、税金だけ

でもといふところまで積極的に——英

日本としては、乏しい資金、少ない

人、そして悪い設備、この悪い条件を

克服していくには、これは共同しか

ないのです。この共同研究といふもの

の推進と、それに対する国としての予

算的な援助、これはぜひ一つできるだ

け早い機会に大蔵省としてやつてもら

いたい。大蔵大臣の御所信を私はお聞

きするわけです。

○谷川政府委員 最後に希望を申し上げたい

かと思ひますが、その前提としての科

学の基礎研究といふものがやはりもと

になるものでございますから、これは

もつばらやはり国の研究機関、國の大

学その他の研究機関が担当しなければ

ならないものだらうと思ひますので、

が、この研究組合も英國やフランスの

ようすに、すべて関連業者も含むといふ

志の企業者の組合といふ、これではい

うなものではなくて、たゞ一部の有

志の企業者が、そしてその

お互いの持つておる研究所は研究所と

して、全体の組合の持つておる組合セン

ターを作る。これにはやはり政府が補

助金を出し、援助してやる、税金だけ

でもといふところまで積極的に——英

日本としては、乏しい資金、少ない

人、そして悪い設備、この悪い条件を

克服していくには、これは共同しか

ないのです。この共同研究といふもの

の推進と、それに対する国としての予

算的な援助、これはぜひ一つできるだ

け早い機会に大蔵省としてやつてもら

いたい。大蔵大臣の御所信を私はお聞

きするわけです。

○谷川政府委員 最後に希望を申し上げたい

かと思ひますが、その前提としての科

学の基礎研究といふものがやはりもと

になるものでございますから、これは

もつばらやはり国の研究機関、國の大

学その他の研究機関が担当しなければ

ならないものだらうと思ひますので、

が、この研究組合も英國やフランスの

ようすに、すべて関連業者も含むといふ

志の企業者の組合といふ、これではい

うるものではなくて、たゞ一部の有

志の企業者が、そしてその

お互いの持つておる研究所は研究所と

して、全体の組合の持つておる組合セン

ターを作る。これにはやはり政府が補

助金を出し、援助してやる、税金だけ

でもといふところまで積極的に——英

日本としては、乏しい資金、少ない

人、そして悪い設備、この悪い条件を

克服していくには、これは共同しか

ないのです。この共同研究といふもの

の推進と、それに対する国としての予

算的な援助、これはぜひ一つできるだ

け早い機会に大蔵省としてやつてもら

いたい。大蔵大臣の御所信を私はお聞

きするわけです。

○谷川政府委員 最後に希望を申し上げたい

かと思ひますが、その前提としての科

学の基礎研究といふものがやはりもと

になるものでございますから、これは

もつばらやはり国の研究機関、國の大

学その他の研究機関が担当しなければ

ならないものだらうと思ひますので、

が、この研究組合も英國やフランスの

ようすに、すべて関連業者も含むといふ

志の企業者の組合といふ、これではい

うるものではなくて、たゞ一部の有

志の企業者が、そしてその

お互いの持つておる研究所は研究所と

して、全体の組合の持つておる組合セン

ターを作る。これにはやはり政府が補

助金を出し、援助してやる、税金だけ

でもといふところまで積極的に——英

日本としては、乏しい資金、少ない

人、そして悪い設備、この悪い条件を

克服していくには、これは共同しか

ないのです。この共同研究といふもの

の推進と、それに対する国としての予

算的な援助、これはぜひ一つできるだ

け早い機会に大蔵省としてやつてもら

いたい。大蔵大臣の御所信を私はお聞

きするわけです。

○谷川政府委員 最後に希望を申し上げたい

かと思ひますが、その前提としての科

学の基礎研究といふものがやはりもと

になるものでございますから、これは

もつばらやはり国の研究機関、國の大

学その他の研究機関が担当しなければ

ならないものだらうと思ひますので、

が、この研究組合も英國やフランスの

ようすに、すべて関連業者も含むといふ

志の企業者の組合といふ、これではい

うるものではなくて、たゞ一部の有

志の企業者が、そしてその

お互いの持つておる研究所は研究所と

して、全体の組合の持つておる組合セン

ターを作る。これにはやはり政府が補

助金を出し、援助してやる、税金だけ

でもといふところまで積極的に——英

日本としては、乏しい資金、少ない

人、そして悪い設備、この悪い条件を

克服していくには、これは共同しか

ないのです。この共同研究といふもの

の推進と、それに対する国としての予

算的な援助、これはぜひ一つできるだ

け早い機会に大蔵省としてやつてもら

いたい。大蔵大臣の御所信を私はお聞

きするわけです。

○谷川政府委員 最後に希望を申し上げたい

かと思ひますが、その前提としての科

学の基礎研究といふものがやはりもと

になるものでございますから、これは

もつばらやはり国の研究機関、國の大

学その他の研究機関が担当しなければ

ならないものだらうと思ひますので、

が、この研究組合も英國やフランスの

ようすに、すべて関連業者も含むといふ

志の企業者の組合といふ、これではい

うるものではなくて、たゞ一部の有

志の企業者が、そしてその

お互いの持つておる研究所は研究所と

して、全体の組合の持つておる組合セン

ターを作る。これにはやはり政府が補

助金を出し、援助してやる、税金だけ

でもといふところまで積極的に——英

日本としては、乏しい資金、少ない

人、そして悪い設備、この悪い条件を

克服していくには、これは共同しか

ないのです。この共同研究といふもの

の推進と、それに対する国としての予

算的な援助、これはぜひ一つできるだ

け早い機会に大蔵省としてやつてもら

いたい。大蔵大臣の御所信を私はお聞

きするわけです。

○谷川政府委員 最後に希望を申し上げたい

かと思ひますが、その前提としての科

学の基礎研究といふものがやはりもと

になるものでございますから、これは

もつばらやはり国の研究機関、國の大

学その他の研究機関が担当しなければ

ならないものだらうと思ひますので、

が、この研究組合も英國やフランスの

ようすに、すべて関連業者も含むといふ

志の企業者の組合といふ、これではい

うものではなくて、たゞ一部の有

志の企業者が、そしてその

お互いの持つておる研究所は研究所と

して、全体の組合の持つておる組合セン

ターを作る。これにはやはり政府が補

助金を出し、援助してやる、税金だけ

でもといふところまで積極的に——英

日本としては、乏しい資金、少ない

人、そして悪い設備、この悪い条件を

克服していくには、これは共同しか

ないのです。この共同研究といふもの

の推進と、それに対する国としての予

算的な援助、これはぜひ一つできるだ

け早い機会に大蔵省としてやつてもら

いたい。大蔵大臣の御所信を私はお聞

きするわけです。

○谷川政府委員 最後に希望を申し上げたい

かと思ひますが、その前提としての科

学の基礎研究といふものがやはりもと

になるものでございますから、これは

もつばらやはり国の研究機関、國の大

学その他の研究機関が担当しなければ

ならないものだらうと思ひますので、

が、この研究組合も英國やフランスの

ようすに、すべて関連業者も含むといふ

志の企業者の組合といふ、これではい

うものではなくて、たゞ一部の有

志の企業者が、そしてその

お互いの持つておる研究所は研究所と

して、全体の組合の持つておる組合セン

ターを作る。これにはやはり政府が補

助金を出し、援助してやる、税金だけ

でもといふところまで積極的に——英

日本としては、乏しい資金、少ない

人、そして悪い設備、この悪い条件を

克服していくには、これは共同しか

ないのです。この共同研究といふもの

の推進と、それに対する国としての予

算的な援助、これはぜひ一つできるだ

け早い機会に大蔵省としてやつてもら

いたい。大蔵大臣の御所信を私はお聞

きするわけです。

五年の三月に専売制度調査会が答申を出しまして以来、その答申の線に沿つて、しよう腦專売法を廃止するかどうか、慎重に検討し、また業界の方々とも接触を保つて参ったわけでございます。そこで、今回提案することになつたはなくして、この専売事業に長年從事してきた諸君の立場に立つてものを考へるといふことが、國の政治の眼目でなければならないと私は思う。そぞういう意味で、今度はいささか配慮が足りなかつたのではなかろうか、このよ

事してきた諸君の立場に立つてものを考へるといふことが、国の政治の眼目でなければならぬと私は思う。そういう意味で、今度はいささか配慮が足りなかつたのではないか、このように考へるわけであります。

第三点といたしまして、こういった問題が契機になりました、塩あるいはたばこというふうに発展をするのではなかろうか——まさかたばこまではいかないと思いますけれども、そういう懸念が非常にあるわけです。ほかなど務整理等も終わりまして具体的に配転といいう問題が生じます。そういう段階においては、もちろん、具体的におきましては、労働組合とも十分に話し合いをして措置をとつて参りたい、かようになっておるわけでございます。

なりますと、日本専売公社がその契約を引き続き履行するということは適当でないと考えられますので、契約の相手方と十分御相談をいたしましたが、その御了解を得て、たとえば鹿児島県のような場合におきましては、県当局が非常に熱意を持っておいでになりますので、与党の先生方のお力もございま

なしきるが、なやり方にによりまして、し
よう脳生産を廃棄された方が相当多數
おるわけでござります。そこで、これ
りも要望でありますか、二、三点申し
上げまして、もし所感があるならばお
答えをいただきたいと思ひます。

この点につきましては、この法律の通過によりまして、当然労働条件にも

は、お話を伺

○有馬(輝)委員 配転のきかない者に
ついても努力するところではなづで

理由は将来しよう脳産業が地域的な産業として発展すべきものだと考えられますので、地域的な産業を育成、発展させらるるには、是当局ある、は市町

予算が成立いたしました場合においては、三十七年度の専児公社の予算の中では適当な措置を講じて参りたい、かように考えております。

事前にある程度の輪郭について話し合いう、こういう慣行が非常に必要なのでしょうがろうか。あとに塗なりあるいはたばこが残つておるわけであります

それから谷川さん、どなたでもけつ
ておりますので、大体におきまして、
見在り(よる)当関係(とうかんけい)は記入(きにゆう)して、
こうですが、寸寸(すこすこ)書き込み(書きこみ)て

お仕事もお家事も、お手伝いさせていただけます。お手数ですが、お電話でご連絡ください。

久をの徹底的によじまとして、最後の手を考えるといふ点については、私たちといふのは、スマーフな手段慣行といふものは打ち立てられないで、そ

場所等の関係から新しい仕事を見つけすることは非常にむずかしくなつてくる

の手当といふもの——類の問題じやないのです、その取り上げ方に差があります。場の保障の問題、それから配転のきかない現場の諸君の生活保障の問題、こ

うにやつて参りたい、かように考えております。そこで、今回のしよう融専
村を相手に契約をしている分でござります。

議もあらすじで、私はこれ以上申し上げませんけれども、やっぱり時期を長立てて譲れられた趣旨に従ってといふますか、委員会の論議の意図を十分に

にも事前にお話ししてござります。な
お、この法案が通過いたしまして、残
村当局との間のクヌノキの分収契約で
ございますが、しょう脳専売が廃止に

○谷川政府委員 これは専売公社總裁が契約の当事者でござりますので、大

して実情に沿つたものとは言えません。國家公務員の業務努力を引き上げる意味でございましても、これはきわめて可笑する御訓義理ありませんか。

て早い機会に実情に即するように改訂してしかるべきものでありますし、また「異議なし」と呼ぶ者あり〇小川委員長 御異議なしと認めます

た今申し上げましたように、等級区分、これはもう一日も早くなくしていたしました。す。よって、本案は原案の通り可決いたしました。

こういうことに御努力をいただき
たいと思ひのであります。さらこまな
項の規定に基づき、税額支署及び財務
次に、地方自治法第百五十六条规定第六

日当におきまして、改正案では三百円となっておりまますけれども、どう部出張所の設置に閑し承認を求めるの牛ついて采夫、とします。

いたことでは、現在の物価高の情勢
お詫びいたします。本件を承認する
に御異議ございません。

○小川委員長 御質問なしと認めます。よって、本件は承認すべきものとします。よって、この日会につきましても早急に考慮すべきである、こ

ういう点から、今度の旅費法改正は、
ただ単に改正をやつたという形式に終
決しました。
なお、ただいま議決いたしました各

わって、実情にそぐわないものでありますし、抜本的な改正を他日に期待するまではしては、委員長に御任願いたいと思います。

る、こういう意味におきまして、今度の改正案につきましては、私どもとしと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと承る者あり〕

てとうてい賛成しがたい分野だけであ
る。そこで、以降の議論は、

すよ、でさよな沙しました
りますので、申し訳ございました
強く要望いたしまして、私の反対の討

○小川委員長 講話を終りたいと思います。

○小川委員長 これにて討論は終局い

たしました。
続いて採決に入ります。
昌雄君。 られております。これを譲します。堀

○ 埼玉県 大蔵省側に資料の要求をいたしました。
本件を原案の通り可決するに賛成の
採決いたします。

現在政府が委嘱をしております各委員会の委員、山口（よしむら）義則（よしのり）、あ

○小川委員長 起立多數。よって、本
　　るいは日當、あるいは実費弁償等につ
　　いて、さあつまづま、お見合ひ等につ
　　いて、

第は原案の通り可決いたしました。
なお、他の二件につきましては、討
議を一覧表にして出していただきな
して、全部の委員会と政府の支給の状
態を

論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。

まず、しよう脳専究法を廃止する法 出席を願う人たちのやはり同様の、且

昭和三十七年二月二十七日印刷

昭和三十七年二月二十八日發行